

「国連持続可能な開発のための教育の10年」実施計画改訂案に対するご意見と政府の回答

整理 番号	ご意見	政府の回答
1	<p>これからの教育の方向として たとえば、従来の学校にあるような教師が課題を用意し 生徒・児童が課題を消化するというのではなく、生徒・児童が課題を見つけ 教師や学校がその課題を克服するための助言や補助を行い、自ら学習し、良い面を自ら研鑽していくという方針に改めると良いのではないだろうか。</p>	<p>ご意見を踏まえ、公共に主体的に関わり、持続可能な社会づくりに参画する個人を育む教育であるESDを推進してまいります。 なお、ご指摘の点については、ESD実施計画(平成23年6月3日改訂)P.10(4)1パラグラフでも以下のとおり言及しています。</p> <p>P.10 「学び方・教え方については、「関心の喚起→理解の深化→参加する態度や問題解決能力の育成」を通じて「具体的な行動」を促すという一連の流れの中に位置づけることが大切です。これらの過程では、単に知識の伝達にとどまらず体験、体感を重視して、探求や実践を重視する参加型アプローチとすることが大切です。また、活動の場で学習者の自発的な行動を上手に引き出す「ファシリテート」の働きを重視することも大切です。これらのアプローチを通じて、学習者の参加する態度や問題解決能力を育み、参加する機会の提供にも努める必要があります。」</p>
2	<p>幼稚園からスタートする、という視点をより鮮明にしていきたい、という点です。幼稚園でも川崎市では環境教育を手引きを作成して積極的に推進しています。グローバルな視点のアクティビティーを実施している園もあります。幼稚園の内容の柱に環境領域があり、そこで積極的に盛り込むよう働きかけることが必要だと思います。</p> <p>p.9の「小中高等学校においては、各教科や総合的な学習の時間等学校教育活動全体を通じて、ESDに関して学習することが重要になります。」を以下のとおり改められたい。 「幼稚園の環境領域からはじめ、小中高等学校……」</p> <p>また、低学年の生活科にはESD的な内容がたくさん盛り込めます。どこかにそのことも入れていただければ幸いです。</p>	<p>ご意見を踏まえ、ESD実施計画(平成23年6月3日改訂)P.10該当部分に「幼稚園」、「生活科」の記述を追記しました。</p> <p>○(3行目)既に生活科、社会科、理科、技術・家庭科等・・・ ○(11行目)幼稚園及び小中高等学校においては・・・</p>

<p>3</p>	<p>従来の環境教育との整合性を明確に盛り込んでいただきたい。全体的な方向性として初等では「総合的な学習の時間」に、ということが入っていますが、総合は現在、コミュニケーション能力の育成などに特化しています。小中学校の社会科、理科、家庭科の学習指導要領の各学年に明記し、総合とリンクさせるようにしないと実現しないと思います。現場では未だに環境教育です。ESDは従来の環境教育を含みこむ視点をどこかに盛り込んでいただきたいのです。環境、経済、社会のベン図はともよいのですが、従来の環境教育をさらに発展させるのだ、という視点をベン図に入れていただければ、と思います。</p> <p>環境教育を推進する際に重要な教科は、社会科、理科、家庭科、とりわけ地理教育です。ヨーロッパ諸国やオーストラリアなど、ESDに熱心な国は地理教育が初等段階から重視されています。我が国では、初等段階においては地理教育的な視点が軽視されています。小学校社会科では本格的に世界を扱うのは小6からです。</p> <p>諸外国の地理教育を主体とした社会科を参考にして我が国の初等教育を見直し、初等段階から社会科、理科、家庭科等他教科との連携によりESDを推進していくことが、活性化につながると思います。</p>	<p>環境教育を発展させるという視点、各教科の連携によるESDの推進については、ESD実施計画(平成23年6月3日改訂)P.10の「(3)教育の内容」にて以下のとおり言及しています。ご意見も踏まえ、今後も初等教育においてもESDを推進してまいります。</p> <p>P.10 「環境教育や開発教育を始め平和、人権等のESDの対象となる課題について、学校では、既に社会科、理科、技術・家庭科等の各教科や道徳、総合的な学習の時間等において取り扱われており、また、社会教育施設や地域活動等においても、扱われてきました。また、学校、社会教育施設、NPO活動、企業内研修等において、環境教育、国際理解、人権教育、消費者教育、キャリア教育、食育等を実施している指導者は、すでに各分野の教育の技能を有しています。</p> <p>しかしながら、ESDでは、これら個別の取組のみではなく、様々な分野をつなげて総合的に扱っていくことが必要です。そのためには、各分野を専門領域とする者が互いに学び合い、各分野を理解し、連携を図ることも大切です。」</p>
<p>4</p>	<p>5p(18)(Think globally, act locally)～ →これはポピュラーですが新規性がありません。「Think & act globally and change personally」の方が「日本のESD」としてメッセージ性も強く、イメージも良く、国内外で通用すると思います。ヨハネサミットでも下線部が足りなかったためにリオサミット10年後も環境問題解決の方向に動かなかった、そのために日本からESDが提案されたと聞いています。</p>	<p>国連ESDの10年の前半5年間において、「「地球の視野で考え、様々な課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組み(Think globally, act locally)、持続可能な社会づくりの担い手となる」よう個々人を育成し、意識と行動を変革する」という目標を掲げて取り組んでまいりました。しかし、この目標が十分に達成されたとは評価しがたいところ、新たな目標へと進化させるのではなく、前半5年間に掲げた目標が更に定着し、達成が図られるよう努力していきたいと考えています。</p>

5	<p>6p18行目、9p6行目および24行目以降、17p5行目…教科や総合的な学習に関する記述 →教科および総合的な学習に関しては、全国各地の教育委員会、学校単位の取り組みにより「内容」「時間配分」に差異が生じるので、目安となる時間の「見える化」が重要だと思います。先般、四国内県庁所在地市の小・中学校「環境教育実態調査」を実施しましたが、「環境教育」が教科ではないため、継続的な学びとしての「軸」が定まらず、教員・学校毎に違い、現場負担が大きいのではないかと思います。「ESD」も教科ではないため、教科と総合的な学習をつなぐ教育という観点からモデルを分析し、目安となる時間配分、例えば、理科・社会などの教科で年10～20時間程度、総合的な学習で年10～30時間程度、と具体的に示されるべきではないかと思います。本実施計画中に直接的数字を出すのは困難だと思いますので「ESDの取り組みは、学校教育において時間的な数値も「見える化」を図り実践的な取り組みを促進する」といった文言を含めてはどうかと思います。「義務教育」における「ESD」の位置付け、意義付けの強化・明確化が必要だと考えます。</p>	<p>義務教育におけるESDの位置づけは、教育振興基本計画に示すとともに、新学習指導要領において、総則に環境の保全に貢献することを新たに盛り込み、関連の深い教科を中心に環境教育に関する内容の充実を図っています。また、教科の中での時間配分については、各学校が児童生徒の発達の段階や学習活動の特質を考慮して適切に定めることとされています。今後とも、優れた取組の紹介などを通じて、各学校の支援を行っていきたく考えています。</p>
6	<p>7p31行目ミレニアム…、21p22行目(4)国際協力に関する記述 →ODAは、全体予算が減少する中でNGOとの連携については減少していません。外務省とNGOの連携が進んでいるので、ODAポリシーの中でも大いに「ESD」の記述を明示して、(ある意味)国家戦略的にもPRL、ODAの中でESD関連事業を創出するなど省庁間で調整していくべきではないかと考えます。また、外務省の開発・国際理解教育、地球環境教育など「教育」と関わる部分で文部科学省との連携を、環境省の環境教育と文部科学省との連携を考えるなど、省庁間の「ヨコ」の連携についても本文に含めて強調し、ALL JAPANの取り組みとしてのODA+ESDを謳い、国際協力・ODA関連における「ESD推進」を謳った方が良いのではないかと考えます。</p>	<p>ご意見の趣旨を踏まえ、下記のように修正しました。</p> <p>ESD実施計画(平成23年6月3日改訂)P.22 (4)国際協力の推進 我が国の提案によりESDが世界レベルで取り込まれることになった経緯を踏まえ、国際社会においてESDの取組が推進されるよう積極的に貢献します。国際社会は貧困や飢餓の撲滅を目指すMDGs や初等教育の完全普及や教育における男女の平等を目指すEFAを共通の目標として、これらの地球規模課題の解決を目指しているところです。これら地球規模課題の解決に取組む人材の育成のために、国際社会に広くESDを普及させることが重要です。各国の貧困を始めとした諸課題が解決され、平和で持続的な国際社会が構築されることは、我が国の安全の確保や発展にも資するものです。このため、我が国は、従来より、人間の安全保障及び持続可能な開発の考え方に沿ってODAを実施してきたところですが、引き続きODAも活用しつつ、教育を持続可能な開発の達成に重要な役割を果たすものとして位置づけ、関係省庁をはじめ多様なステークホルダーと連携し、ESDの普及促進をはじめとして、教育分野の支援を強化し、先進国の一員として積極的な国際協力を推進し、ESDの国際社会への一層の普及促進に貢献します。</p>
7	<p>10p16行目オンザジョブ…について →ESD的に「オフザジョブ・トレーニング」も一緒に記載した方が良いと考えます。</p>	<p>ESD実施計画(平成23年6月3日改訂)P.15において、「企業内研修において、従業員が持続可能な開発に即した事業に関する研修を行うことが大切です」と記述しています。</p>

8	<p>教育の根幹は「哲学」にあると考えますが、従来日本の教育はこの学問を「金にならない」からとなおざりにしてきました しかし哲学を知らない者の増加が、犯罪や自殺やトラブルの根本原因であることは疑いようがありません。</p>	<p>哲学に関しては、ESD実施計画(平成23年6月3日改訂)P.6の第2パラグラフで以下のように言及しています。</p> <p>「人格の発達や、自律心、判断力、責任感などの人間性を育むという観点、個々人が他人との関係性、社会との関係性、自然環境との関係性の中で生きており、「関わり」、「つながり」を尊重できる個人を育むという観点の2つの観点が必要です。」</p>
9	<p>1. 序(p.1)で、土地環境資源の濫用・誤用に関連した自然災害の続発にも言及する。</p>	<p>世界や国内で起きている問題を網羅的に記載することは困難であり、原文どおりといたします。</p>
10	<p>2. 基本的考え方 の(2)(ハ)取り組むべき分野 で、文化理解(改訂案p.4)の前に(各地域の)自然環境の理解 に言及する。</p>	<p>ご意見を踏まえ、「文化理解」を「文化等への理解」に修正しました。 なお、自然環境への理解については、ESD実施計画(平成23年6月3日改訂)P.5で以下のように言及しています。</p> <p>「(前略)社会を構成する個々人が、人と人、人と社会、人と自然とのつながりを大切にしながら、(中略)ESD活動が実践されることで、これらの活動に参画しながら(中略)「未来を築く担い手」となることが不可欠です。 そのためには、(中略)個々人が他人との関係性、社会との関係性、自然環境との関係性の中で生きており、「関わり」、「つながり」を尊重できる個人を育むという観点の2つの観点が必要です。」</p>
11	<p>3. 我が国の実施計画(ハ)我が国におけるESD「対等・平等に意見交換し」(p.6, 下から12-11行目)の前に <u>進歩の著しい空間情報獲得・処理技術を活用して</u> というような文言を補う。</p>	<p>ご指摘の箇所は、「社会的責任に関する円卓会議」の設立趣旨を『<u>私たちの社会的責任</u>』宣言』をそのまま引用して記述したところであり、原文のとおりとします。</p>
12	<p>3. 我が国の実施計画(ニ)我が国が優先的に取り組むべき課題 の末尾(p.8)にも、ネットワーク構築 に触れる前に、<u>進歩の著しい空間情報獲得・処理技術を活用して</u> というような趣旨の文言を補う。</p>	<p>ご意見の趣旨を踏まえ、4. ESDの推進方策 の(2)国内における具体的推進方策(ヘ)情報通信技術の活用(ESD実施計画(平成23年6月3日改訂)P.16)を以下のように修正しました。</p> <p>「ICTは、エネルギーや資源を節約しつつ、多くの人々に情報を発信でき、また、多くの地点における観測データ等の集約、<u>処理及び分析</u>にも便利であるため、その効果的な活用を推進します。」</p>
13	<p>4. ESDの推進方策 の(2)国内における具体的推進方策(イ)ビジョン構築・意見交換の冒頭(p.13)で各種基本計画を列挙する中に、防災基本計画 も加える。</p>	<p>防災基本計画は、ESD実施計画(平成23年6月3日改訂)P.14の(2)(イ)4行目の「関係する各種の計画等」の中に含まれるものと考えています。 なお、防災に関しては、P.2の2行目から、東日本大震災に対する現時点での政府の認識を示し、「大震災や原子力発電所事故等の経験を基にした教訓や復興についての考え方をESDの推進にどういかしていくかについては、被災地の安定等を待って改めて議論し、それを踏まえて再度実施計画を改訂する」としてしています。</p>

14	4. ESDの推進方策 の (2) 国内における具体的推進方策(へ)情報通信技術の活用(p.15)で、空間情報獲得・処理技術 に言及する。	ご意見の趣旨を踏まえ、以下のように修正しました。 「ICTは、エネルギーや資源を節約しつつ、多くの人々に情報を発信でき、また、多くの地点における観測データ等の集約、処理及び分析にも便利であるため、その効果的な活用を推進します。」
15	4. ESDの推進方策 の (2) 国内における具体的推進方策(3)各主体に期待される取組(ロ)学校(p.17)に、地域の自然や社会に関する基礎情報の取得・理解に努める というような内容の文言を加える。	ご意見の趣旨を踏まえ、以下のように修正しました。 ESD実施計画(平成23年6月3日改訂)P.17 下から2行目 総合的な取組であるESDは <u>地域と連携するなど、外部の人材、……</u> また、P.18の7行目から下記のように記述しており、こうした取組の中で、地域の自然や社会に関する基礎情報の取得・理解の増進にも努めてまいります。 ・異なる学年や小中高等学校等との連携、地域社会等との連携にも配慮し、総合的な取組とするよう配慮すること。
16	4. ESDの推進方策 の (2) 国内における具体的推進方策(ハ)地域コミュニティ および(ニ)NPO の項(p.18)で、地域の自然や社会に関する基礎情報の共有化 に言及する。	地域の自然や社会に関する基礎情報の共有化については、ESD実施計画(平成23年6月3日改訂)P.5(ロ)及びP.6(ハ)で以下のように言及しています。 「社会を構成する個々人が、人と人、人と社会、人と自然とのつながりを大切にしながら、(中略)ESD活動が実践されることで、これらの活動に参画しながら(中略)「未来を築く担い手」となることを目指します。」 「そのためには、(中略)個々人が他人との関係性、社会との関係性、自然環境との関係性の中で生きており、「関わり」、「つながり」を尊重できる個人を育むという観点の2つの観点が必要です。」
17	4. ESDの推進方策 の (2) 国内における具体的推進方策(チ)教員養成・研修機関 で「実践的な指導方法」の前に <u>基礎的知見・情報の取得・解析方法</u> に言及する。	一般に、教員の養成課程・研修の中で「基礎的知見・情報の取得・解析方法」等が扱われるのは、当然のことと考えられるため、改めて明記する必要はないと思われまます。
18	ESDの実践を奨励するために優秀な実践を募り、その表彰をすることを提案します。	環境保全功労者等の環境大臣表彰を始めとして、政府では地域における様々な主体と協働しながら、環境保全、さらには持続可能な地域づくりに取り組んでいる個人や団体に対し表彰を実施しています。 さらに、将来の「国際協力の担い手」世代を育むことを目的とし、学校におけるグローバル教育に役立つツールや活動報告を幅広く募集し、優秀な作品・活動を表彰する「グローバル教育コンクール」を毎年実施・支援しています。

19	1ページの10～12行目は、世界の持続可能な開発に関する諸問題についての記述ですが、文末に「といった地球的課題」という表現を入れてはいかがでしょうか。	ご指摘の箇所は、世界の状況についての認識を述べた一節ですが、ご提案の表現を挿入することにより、文意に特段の差異が生じることはないと考えられます。文章の簡潔性の観点から原文のとおりとします。
20	7ページの下から8行目および8ページの3行目「開発途上国」のまえに「アジア 地域などの」を挿入する。	アジアのみならずアフリカなどが直面する問題も考えていく必要があることから、原文のとおりとさせていただきます。
21	9ページ6行目「特に」の次に「未来世代の教育を担う」を挿入する。	ESDは元来、「未来世代の教育を担う」ものであると考えており、必ずしも明記する必要はないと思われまます。
22	9ページ10行目「ESDの推進拠点として位置付け、」のあとに「そのモデルとなる実践例を発信する。そして、」を挿入する。	ご意見の趣旨を踏まえ、以下のように修正しました。 ESD実施計画(平成23年6月3日改訂)P.9 下から2行目 「活動の充実を図り、地域に根ざした優良事例の開発やその成果を世界に向けて発信します。」
23	9ページ下から10行目 文章に続けて「各該当教科においては、そのカリキュラム 化と授業実践を進めていきます。」とする。	ESDの概念が盛り込まれた新しい学習指導要領に基づいた教育の実践については、ESD実施計画(平成23年6月3日改訂)P.18に以下のように言及しています。 P.18 3行目 「小中高等学校においては、各教科や総合的な学習の時間、さらには生徒会活動やクラブ活動といった課外活動等における学校の教育活動全体を通じて進めること。」
24	17ページ14行「各教科や総合的な学習の時間」の次に「さらには生徒会活動やクラブ活動といった課外活動」を挿入する。	ご意見を踏まえ、下記のとおり修正しました。 ESD実施計画(平成23年6月3日改訂)P.18 3行目 ・小中高等学校においては、各教科や総合的な学習の時間、さらには生徒会活動やクラブ活動といった課外活動等における学校の教育活動全体を通じて進めること。さらに、学校評議会の活用、PTA活動等学校経営の中で総合的な取組を進めること。

25	<p>P.1 「持続可能な開発のための教育」を以下ESDとする旨を記述する箇所が、ESDという言葉が出てくる箇所より後にあるのはわかりにくいので、ESDが最初に出る箇所までに記述した方が良い。例えば、序の本文の2行目の「持続可能な開発のための教育」という言葉が出る箇所に記述してはどうか。</p>	<p>ご意見の趣旨を踏まえ、ESD実施計画(平成23年6月3日改訂)P.1の本文2行目及び下から3、4行目の記述を下記のように修正しました。</p> <p>P.1 1. 序 本文2行目 2002年12月の国連総会において、2005年から2014年までの10年間で「国連持続可能な開発のための教育の10年」とすることが決議されました。(以下、持続可能な開発のための教育(Education for Sustainable Development)を「ESD」と表記します。)</p> <p>P.1 1. 序 下から3、4行目 政府としては、関係府省が連携してこの改訂した実施計画に掲げられた諸施策を着実に実施することにより、ESD持続可能な開発のための教育(Education for Sustainable Development 以下「ESD」)の更なる積極的な推進を図り、(後略)</p> <p>また、表題に下記のような略称(括弧部分)を追加します。</p> <p>我が国における「国連持続可能な開発のための教育の10年」実施計画(ESD実施計画)</p>
26	<p>P.1 本文13行目に「持続可能な世界の実現」とあるが、ここは「世界」でなくて「社会」で良いのではないか。最終行の「世界」や、4ページの1行目にある「世界」などと連動しているのだと思うが、4ページの1行目も「世界」でなくて「社会」にした方が、本実施計画書に幾度も出てくる類似表現との整合性が良い。同様な表記に関して言えば、3ページの最終行の「将来」という言葉も「社会」の方が良い。</p>	<p>ご指摘の箇所については、後出する「国際的にも、国内的にも」という記述に対応すべく、「世界」という表現が適切であると考えており、原文どおりとさせていただきます。また、ESD実施計画(平成23年6月3日改訂)P.4(口)の3行目では、直前に「環境、経済、社会の面において持続可能な」という記述があり、「社会」という文言が重複することとなるため、原文どおりとさせていただきます。</p> <p>なお、P. 4(口)の4行目については、ご指摘のとおり、「社会」と修正しました。</p>
27	<p>P.1 本文16行目に「円卓会議」という言葉が出てくるが、この言葉も説明はかなり後ろになって出てくるので、「国連持続可能な開発のための教育の10年」円卓会議(以下「円卓会議」と記述した方が良い。</p>	<p>ご意見を踏まえ、ESD実施計画(平成23年6月3日改訂)P.1 の下から13行目を以下のように修正しました。</p> <p>この度、有識者から成る「国連持続可能な開発のための教育の10年」円卓会議を開催して関係者との意見交換も行いながら(後略)</p>
28	<p>P.1 下から6行目に「関係府省」という言葉が使われていて、この言葉はその後も随所に用いられている。確かにESDに関わっているのは府省なので、表記としては適切だと思うが、それならば、随所に出てくる「関係省庁連絡会議」も「関係府省連絡会議」にして、表記の整合性をとった方が良い。合わせて、12ページの「(イ)普及啓発」の本文の13行目の「関係省庁」なども「関係府省」に書き換えた方が整合性がとれる</p>	<p>ご意見の趣旨を踏まえ、「関係省庁」で統一しました。</p>

29	P.2 下から14行目から13行目に、「持続可能な開発のための教育の10年」(以下「ESDの10年」と記して、それ以降、「ESDの10年」という表記が幾度も出てきているが、23ページの「5. 評価と見直し」の(3)のところだけ、「国連ESDの10年」と「国連」という言葉を明記している。正確なのは明記する方だと思うが、略することも多いので、略する方にしては良いが、略したり略さなかったりするのと同じ実施計画書内にあるのはわかりにくいので、どちらかで統一してほしい。	ご意見の趣旨を踏まえ、「ESDの10年」で統一しました。
30	P.7 (二)の本文の10行目の真ん中あたり、「のみならず」は「だけでなく」と記した方が読みやすい。	ご意見のとおり修正しました。
31	P.8 11行目の文末、「盛り上げていくこととします」は「充実させていきます」とか「深めていきます」といった表記の方が良い(ESDはお祭りやイベントではないので、盛り上げるという言い方はあまりに軽く、ESDの持つ使命の重さを考えると相応しくないのではないか)。	ご意見の趣旨を踏まえ、「我が国全体にESDの考えや実践が十分に浸透するよう取り組んでいくこととします」と修正しました。
32	P.9 12行目の次に、各都道府県等においては、従来のユネスコ関係担当部署である生涯学習担当部署だけでなく、学校教育(義務教育)担当部署もESDにおける主たる担当部署となると明記してほしい。	どの部署をESDの主たる担当とするかについては、各地方自治体の裁量に委ねられています。 なお、ユネスコスクール担当部署、ESD担当部署については各都道府県、政令指定都市の教育委員会等に、窓口が設置されています。ユネスコスクール担当窓口についてはホームページにて公開しています。 http://www.unesco-school.jp/index.php?action=pages_view_main&page_id=341

33	<p>P.10 「(5)育みたい力」の本文の4行目、「育むこと、」の後に、「主体性(学ぶ意欲を持ち、自分で課題を見つけ、自ら学び、主体的に判断し、行動する)を育むこと、」を加筆してはどうか。また、同行の「コミュニケーション能力の向上」は「コミュニケーション能力、リーダーシップ能力の向上」としてはどうか。</p>	<p>主体性を育むことについては、ESD実施計画(平成23年6月3日改訂)P.10に以下のとおり言及しています。</p> <p>P.10 「学び方・教え方については、「関心の喚起→理解の深化→参加する態度や問題解決能力の育成」を通じて「具体的な行動」を促すという一連の流れの中に位置づけることが大切です。これらの過程では、単に知識の伝達にとどまらず体験、体感を重視して、探求や実践を重視する参加型アプローチとすることが大切です。また、活動の場で学習者の自発的な行動を上手に引き出す「ファシリテート」の働きを重視することも大切です。これらのアプローチを通じて、学習者の参加する態度や問題解決能力を育み、参加する機会の提供にも努める必要があります。」</p> <p>また、リーダーシップ能力の向上については、ご意見の趣旨を踏まえ、以下のとおり修正しました。</p> <p>(5)育みたい力 ESDにおいては、問題や現象の背景の理解、多面的かつ総合的なものの見方を重視して体系的な思考力(システムズシンキング(systems thinking))を育むこと、批判力を重視して代替案の思考力(クリティカルシンキング(critical thinking))を育むこと、データや情報を分析する能力、コミュニケーション能力、リーダーシップの向上を重視することが大切です。</p>
34	<p>P.11 「4. ESDの推進方策」の本文の1行目の真ん中あたり、「持続可能な開発を」は「持続可能な開発とその教育(ESD)を」としてはどうか。</p>	<p>ご意見を踏まえ、以下のように修正しました。</p> <p>「政府は、関連する施策に持続可能な開発及びESDを可能な限り織り込むとともに、(後略)」</p>
35	<p>P.11 「4. ESDの推進方策」の本文の5行目に「ESDの目的」という言葉が出てくるが、本実施計画の中には、「ESDの目標」については明記されているが、ESDの目的については明瞭に示されていない。文脈あたりからみると、1ページ目の下からの4行に記されている「あらゆる人々が、質の高い教育の恩恵を享受し、また、持続可能な将来と社会の変革のために求められる価値観、行動、及びライフスタイルを学び、各主体が持続可能な社会づくりに参加する世界を実現する」あたりのようにみえるが、類似だが微妙にニュアンスの違う表記がいくつも出てくるので、わかりにくい。目的はとても大切なことなので、ESDの目的は何かを明確に記した方が良い。</p>	<p>ESD(持続可能な開発のための教育)の目的については、ESD実施計画(平成23年6月3日改訂)P.4(2)(イ)の中で言及しているものと考えています。</p> <p>P.4(2)(イ)5行目 (前略)持続可能な開発は、私たち一人ひとりが、日常生活や経済活動の場で、意識し、行動しなければ実現しません。まず、私たち一人ひとりが、世界の人々や将来世代、また環境との関係性の中で生きていることを認識し、行動を変革することが必要であり、そのための教育がESDです。</p>

36	<p>P.11 下から2行目、「円卓会議等を随時開催します。」の後に、「なお、円卓会議は、公募枠を加えてメンバーを拡大すると共に、少なくとも年に2～3回は開催する。特に5～6月には必ず開催し、幅広く国民の声が予算要求に反映できるようにする。」と書き入れてはどうか。</p>	<p>政府は円卓会議を毎年開催し、教育機関・NPO・学会・企業など、各方面から18名の民間有識者をお迎えし、具体的な取組の方策に関する幅広い意見交換及び情報共有を図っています。 今後も、この会議をさらに有意義な意見交換の場とすべく、関係省庁及び円卓会議のメンバーと協議しながら、その在り方について検討してまいります。</p>
37	<p>P.13 8行目の「いっそう」は「一層」にした方が良い(他の箇所ではこの言葉は漢字で表記している)。</p>	<p>ご意見のとおり修正しました。</p>
38	<p>P.13 下から5行目から3行目、「持続可能な開発に関する各種の計画等の内容を踏まえた持続可能な社会の姿を国民の衆知も集めながら検討し、国民にわかりやすく伝えるよう努めます。」と明記しているように、今はフォアキャスティングで取り組んでいて、バックキャスティングで取り組めていないことを示している。だから、具体的な達成目標も数値目標も、ロードマップも示せていないのだと思う。平成18年の初期の段階ならこれでも許されたであろうが、過去5年間の取組を踏まえた実施計画の見直し段階にある現在でも、この点が変わっていないことは問題ではないか。この実施計画にあるのは、希望的なビジョンや方針であって、現実的な行動計画としての内容はあまりに希薄すぎるのではないか。実施計画の見直しにあたり、時間的な余裕がないのであれば、バックキャスティング方式を取り入れた具体的な達成目標、数値目標、ロードマップを明記した行動計画を2011年度(平成23年度)中に別途策定するということを明記してほしい。特に、14ページの(ハ)の本文の9行目以降にある人材育成や組織づくりなどは、とても重要なことで、本来実施計画ならば、これらについていつまでにどこまでやるのか、財源はどうするのかを明記されるべきではないか。財源の裏付けもはっきりしない理想や希望ばかり書き並べただけの実施計画がどれだけ役立つかは疑問である。私たちがほしいのは実効性のある事業計画である。そのあたりをよく考慮頂きたい。</p>	<p>今後、関係省庁の具体的な施策を盛り込んだ別表を取りまとめる予定です。具体的な達成目標や数値目標、ロードマップ等については、別表に盛り込まれた各施策を企画・実行する際に、必要に応じ、適宜検討してまいります。 また、財源については、国の予算制度上からも、現時点で計画に明記することは困難であると考えています。</p>
39	<p>P.13 下から2行目、「国連持続可能な開発のための教育の10年」関係省庁連絡会議とあるが、これは14ページの(ハ)の本文の1行目にもあるように、1ページ目で以下「連絡会議」とすると明記しているのだから、ここも「連絡会議」だけの表記が良い。</p>	<p>ご意見のとおり修正しました。</p>

40	P.15 7行目から9行目、地域リーダーと教員と一緒に受講できる研修等を実施することは望ましいと思うが、それが「環境」に特定されているのがおしい。環境以外の分野についても地域リーダーと教員と一緒に受講できるESD研修等を実施してほしい。	ご意見の趣旨を踏まえ、以下のように修正しました。 ESD実施計画(平成23年6月3日改訂)P.15 下から6行目 さらに、地域で環境等に関する活動を実践しているリーダーと教員と一緒に受講できる研修等を実施し、この中でもESDに関する内容を取り上げるよう努めます。
41	P.15 13行目から14行目、大学の教職課程に言及していることは良いが、「ESDに関する内容を積極的に取り上げる」というような弱い記述ではなく、「必須とする」という強い記述にしてほしい。	各大学の裁量もあるので必須とすることは困難と思われます。
42	P.15 17行目から18行目、必要な謝金等が支払われるよう、経済に組み込まれるよう努めますとあるが、お金に関わることは大きなことなので、そんな都合の良いあいまいな書き方でなく、もっと具体的に書いてほしい。実際に全国でESDに関する人材活用が広がった場合、それらに公平に謝金を出すことが可能なのか、実施計画なら実施することを想定して現実的に可能なことを可能な限り具体的に示してほしい。	複数の自治体等において、謝金を支払って講師を招聘し、独自にESD関連の研修会を実施している例がありますが、財源については、個々の実施主体の裁量に委ねられるため、具体的に明示することは困難であると考えています。
43	P.16 「(口)学校」は「(口)学校、教育委員会」とした方が良い。ここに挙げられている内容は、各学校が主体的に取り組むものが明記されているが、小中高等学校等の間の連携など、実情では教育委員会と一緒に取り組んだ方がよい点が多々あるので、学校と教育委員会を並記した方がよい。	ご指摘を反映し、「(口)学校、教育委員会」と修正するとともに、ESD実施計画(平成23年6月3日改訂)P.18の項目列挙部分の末尾に以下の項目を追加します。 <u>・教育委員会等の教育関連部局においては、ESDの視点を取り入れた各種研修会の開催、参加促進、ESDやユネスコスクールの担当窓口の設置など、教育現場へのESDの浸透を図ります。</u>

44	<p>P.17 10行目から14行目、「総合的な取組であるESDは、外部の人材、場や機会等を有効に活用することにより、教職員に過度の負担を強いることなく質の高い教育を実践することも可能となります。これらを踏まえ、具体的には以下のような取組や役割が期待されます。」とあるが、その後挙げられた内容は漠然としていて、その内容を行うとなると教職員に過度の負担を強いる可能性が高い場合が多いように懸念される。実施計画ならば、もっとどう取り組めば教職員に過度の負担を強いることがないのかをわかるように明記してほしい。</p>	<p>ESD実施計画(平成23年6月3日改訂)は、ESD実施要領ではないため、個別の方策について細かく記述することを避けていますが、ESDの実施の在り方については、国立教育政策研究所などでも研究が進められているので、その成果を現場で活かしていただきたいと考えています。</p>
45	<p>P.18 「(二)NPO」の中で、「多様な主体が連携した取組が促進されるよう、各地域においてプロデューサーやコーディネーターの役割を担い、学校教育、社会教育、企業内教育、地域活動等が連携したESDの取組を広げること」とか「ESDの指導者、コーディネーターやプロデューサーの育成を行うこと」などを列記しているが、かなり重要な役割を期待する以上、それをNPOが担えるだけの財源や社会的立場の裏付けを国としてしっかり明示してほしい。</p>	<p>財源については、国の予算制度上からも、現時点で計画に明記することは困難であると考えています。 また、「社会的立場」については、ESD実施計画(平成23年6月3日改訂)P.19 「(二)NPO」の冒頭で以下のように言及しています。 「自発的に、共通の課題に対する意識を持った者が集まり、活動を行っているNPOは、ESDの実施主体として最も期待される主体の一つです。NPOは、不特定かつ多数の者の利益、公益の増進が活動目的です。」</p>

46	<p>P.20 「(チ)教員養成・研修機関」では、具体的記述の1つ目に大学が明示されているが、2つ目は各県や市の教育センターが担うところが大きいので、2つ目の冒頭に「各県や市の教育センター等において」と明示して、各県や市の教育センターの役割であることを明瞭に示しておいた方が良い。</p>	<p>各県や市の取組については、ESD実施計画(平成23年6月3日改訂)P.21の「(又)地方公共団体」に以下のように言及しています。</p> <p>P.21 (又)地方公共団体 地方公共団体は、地域の諸課題を地域の多様な主体とともに解決する役割を有しており、地域におけるESDの推進について大きな影響力を持っています。このため具体的には、以下のような取組や役割が期待されます。なお、これらの取組においては、住民、小中高等学校、地元事業者、地元大学等の参加の下に行うことが期待されます。</p>
47	<p>P.20 「(又)地方公共団体」は、学校の項と同様に、教育委員会を並記してはどうか。ここでは、教育委員会を地方公共団体の内部組織に位置づけているが、教育委員会は首長部局とは独立したポジションをとっている場合が多いのと、ESDにおいては特出すべき組織であるので、あえて並記してはどうか。</p>	<p>教育委員会は地方公共団体に含まれるので、並記しておりません。教育委員会の重要性についてはご指摘のとおりです。「(ロ)学校」に教育委員会を並記し、「(ロ)学校、教育委員会」と修正しました。</p>
48	<p>P.22 「(ホ)国民の国際理解の増進」の本文の1行目、「国際協力の推進を進める」は言葉が重複するので、「国際協力を推進する」にしてはどうか。</p>	<p>ご意見のとおり修正しました。</p> <p>ESD実施計画(平成23年6月3日改訂)P.23 (ホ)国民の国際理解の増進 個々人の国際理解の増進が、国際協力のを推進するを進める上で必須になることを踏まえ、国際理解教育等を推進し、地球的視野を持つ人づくりに努めます。</p>
49	<p>P.23 「5. 評価と見直し」の(2)の本文の1行目、「2006年以降、毎年政府の取組状況について点検します。」とあるが、とても毎年点検していたと言いはない、と「毎年」という言葉は削除した方が良い。</p>	<p>2006年以降、政府はこれまで毎年、関係省庁連絡会議幹事会において政府の取組状況の点検や方向性等についての議論を行ってまいりました。今後も定期的に関係省庁連絡会議幹事会を開催し、取組状況について点検等を行っていく予定ですので、原文のとおりとさせていただきます。</p>
50	<p>P.23 「5. 評価と見直し」の(3)の本文の2行目、真ん中あたりの「取組む」は、他の箇所での記述からみて「取り組む」と書いた方が良いのではないか。</p>	<p>ご意見のとおり修正しました。</p>

51	<p>1頁 第2パラグラフ 「その後の世界の状況を見ると、人口が増加する一方で、地球温暖化は進行し、穀物生産量は伸び悩み、深刻な水のストレス(制約)を受ける人口は増え、生物の多様性はわれています。また、国内では少子高齢化が進む中で、「格差社会」、「無縁社会」といった言葉が広く話題に上っています。」この記述を「持続可能な開発教育」の主流化が緊急を要することをあきらかにするために、ボン宣言2項を引用して、「われわれがその挑戦を受けているこれらの問題は、持続不可能な社会を作り出してしまった価値観によってもたらされたものである。これらの諸問題は密接に関連しあっており、その解決にはより強力な政治的選択と断乎とした行動が必要になっています。」と付記する。</p>	<p>ご意見の趣旨を踏まえ、下記のように修正しました。</p> <p>ESD実施計画(平成23年6月3日改訂)P.1 本文15行目～ (前略)持続可能な世界の実現、健康で文化的な生活を保障し、人と人のつながり、人と自然のつながりを大切にす地域づくり、それらの基礎となる教育の重要性は、国際的にも、国内的にも一層高まってきています。2009年にドイツで開催されたESD世界会議で取りまとめられたボン宣言にもより強力な政治的コミットメントと断固たる行動が求められている、と記述されました。</p>
52	<p>1頁下段 「前半5年の取組について追記。 ・ESDの普及促進をさらに加速させ、ESDの「見える化」、「つながる化」を推進。 ・新しい学習指導要領に基づいたESDの実践、ESDの推進拠点としてのユネスコス クールの活用など、学校教育を活用してESDを推進。 ・新しい公共の概念との関係を明記。 ・2014年の最終年の先も見据えたESDの更なる促進。」 国連のロードマップと観連づけるために、上記第四点に加筆して、「リオプラス20年」、「生物多様性条約の10年」、「国連ミレニアム開発目標」との密接に関連した形での」「2014年の最終年の先も見据えたESDの更なる促進。」の前提としてさきに記す。</p>	<p>ご意見の趣旨を踏まえ、下記のように修正しました。</p> <p>ESD実施計画(平成23年6月3日改訂)P.6 15行目～ 2014年に我が国で開催される最終年会合では、我が国の取組を世界に向けて発信すると同時に、2014年以降も、国連等の枠組の下で行われるESDの理念と合致する取組も視野に入れた形でESDが世界中で継続的かつ自発的に取り組まれるものとなるよう、「ESDの10年」の先を見据えた更なるESD推進のためのメッセージを我が国から世界に向けて発信することが重要です。</p>
53	<p>3頁 9行目 「これらの取組は、性別、人種等により差別されず、公平に向上するよう取り組まなければなりません。」に、持続可能な開発教育と生物多様性問題との関連性を強調する意味で、生物多様性問題についてUNESCOが強調している生物多様性激減の根本原因の一つになっている「生物多様性と文化多様性」の持続不可能な破壊に言及して、「また、生物多様性とその前提でもある文化の多様性を、グローバル化する標準化圧力にこうして守る必要があります。」と付記する。</p>	<p>文化の多様性を守る点については、以下の箇所而言及しています。</p> <p>P.5 下から5行目 「(前略)各地域において様々な主体が連携しつつ、地域の文化、産業、自然、歴史等を踏まえた、持続可能な地域づくりを行うことを目指します。」</p> <p>また、生物多様性を守る点については、以下の箇所而言及しています。</p> <p>P.8 4行目～ 「大量生産・大量消費・大量廃棄に基礎を置く生活スタイルや産業構造を転換し持続可能な消費・生産パターンを定着させることや生物多様性を確保することなどです。」</p>

54	<p>3頁最後の業から4頁1行目にかけて、このセンテンスの中で、「行動の変革をもたらす」は、UNESCOの関係文書のなかでの「変革の行動を起こす」を正しくつたえきれていないように思えます。その意味で原案テキストの「、、、持続可能な将来が実現できるような行動の変革をもたらすことであり、その結果として持続可能な世界への変革を実現することです。」の「持続可能な将来ができるように」を明確に「現在の世界の持続不可能な条件を改める変革の行動をおこすことで、その結果として持続可能な世界への変革を実現することです。」とする。</p>	<p>ご提案の趣旨は、原文の「持続可能な将来が実現できるような行動の変革をもたらす」という記述によって表現できているものと考えています。</p>
55	<p>5頁1行目 「持続可能な社会づくりのための行動を織り込むことをめざします。」だけでは、これが持続可能な世界を作るためにまず地域の社会づくりから始めるという、この行動の世界的な意味がはっきりした方がよいので、引用箇所のあとに、「そのような行動を世界の諸地域で織りつなげることで、世界全体の持続可能性を作り出す原動力にします。」と付け加える。</p>	<p>ご指摘の点については、下記の箇所で言及しています。</p> <p>ESD実施計画(平成23年6月3日改訂)P.4 (口)ESDの目標</p> <p>ESDの目標は、すべての人が質の高い教育の恩恵を享受し、また、持続可能な開発のために求められる原則、価値観及び行動が、あらゆる教育や学びの場に取り込まれ、環境、経済、社会の面において持続可能な将来が実現できるような行動の変革をもたらすことであり、その結果として持続可能な世界への変革を実現することです。</p>
56	<p>6頁7行目 持続可能な開発教育は、このような「未来を築く担い手」を、地域社会のなかで要請して、日本全国の持続可能な開発の原動力とするところに固有の役割があると考えられます。そこで、「、、、未来を築く担い手」となることが不可欠です。」に続いて、「日本の多様な環境条件・文化伝統を失いかけているローカルな地域のなかで育てた「未来を築く担い手」たちを、多様な地域の境界を越えてつなぎ、自治体レベル、地方レベル、全国レベルで、持続不可能な今日の日本社会を持続可能にする変革の動きを日本の各地につくって、これをつないでいく原動力になるように努めるべきなのです。」という文章を付け加える。</p>	<p>ご意見の趣旨を踏まえ、以下のように修正しました。</p> <p>ESD実施計画(平成23年6月3日改訂)P.15 19行目 例えば、各地域地方ブロックや全国レベルにおいて、ESD活動の実践者や支援者等が集い、取組事例や課題等を互いに学び合い、連携のきっかけを作るための場の形成を促進します。</p>

57	<p>7頁、下から9行目 「地域福祉の向上にもつながります」の後に、補完性の原則について明確に記す。これは特に生物多様性条約締約国会議の際の市民が強調したことで、持続可能な世界づくりは、自然と人間、人間同士の関係の持続不可能性をなくすローカルなコミュニティでの「持続可能な開発教育」を土台にすべきだといえます。ローカル・コミュニティを持続可能にする地域での「持続可能な開発」を、地域別、地方別国別に次第におしひろげて国際社会の持続可能性を作り出すために、ローカルにできることはローカルに、できないことを見や地方や国家レベル、さらに国でできないことは世界の地域や国連レベルでグローバルに扱う、下からの活動をよりおおきな単にが補完するという考え方が強調されました。この考え方をここにいかすために、「地域の民官協力によって持続可能な地域をつかって、これをもとにした持続可能な自治体、持続可能な地方、持続可能な日本をつかって、これをもとにして、さらに公正な貿易、互恵的な経済協力によって持続可能な世界づくりに日本が貢献します。」を書きたす。(そうすることで、次の国際的な視点によりよくつながると考えられます。)</p>	<p>ローカルなコミュニティにおけるESDの重要性については、御意見のとおりであり、例えば、ESD実施計画(平成23年6月3日改訂)3. ESD実施の指針(1)地域づくりへと発展する取組の項に、「ESDの取組においては、学習者が多様な課題を実感し、自らの問題として捉え、解決に向け実践することが必要です。そのため、教育を受ける個人に近い地域において、地域の特性に応じた実施方法を開発し、発展させることが重要です。」と記述しているところです。 一方、「補完性の原則」に関する御指摘については、国家や国際レベルはローカルレベルではできないことに限って取り組むべきとも読めるところ、問題の性質に応じていろいろなレベルが積極的に取り組むべきとの考え方もあります。今後の議論の成熟を待ちたいと思います。</p>
58	<p>8頁中段 上記補完性の原則で「地域づくり」を根底においた持続可能な世界の構築は、特に生命の多様性と文化の多様性を破壊しています。この流れの中で起こっている、都市と農村の過密過疎問題、河川の上流と下流の分断などの持続不可能な社会を作り出しているグローバル化経済の中で、各地域が1950年以前には持っていたコミュニティ内。コミュニティ間の絆、農商工提携の智慧を掘り起こす偽つようがあります。その意味で、「さらに、地域の伝統的な文化を大切にしている取組も、地域の関係性を保ち、向上させるものとして有効です。」のあとに、「古老を含めて地域住民の智慧を掘り起こすところから、持続可能な世界をつくる大構想へと、ローカルな地域づくりに根を下した持続可能な開発教育をすすめる活動を展開していく必要があります。」を付け加える。</p>	<p>ローカルなコミュニティにおけるESDの重要性については、ご意見のとおりであり、例えば、ESD実施計画(平成23年6月3日改訂)P.9、3. ESD実施の指針(1)地域づくりへと発展する取組の項に、「ESDの取組においては、学習者が多様な課題を実感し、自らの問題として捉え、解決に向け実践することが必要です。そのため、教育を受ける個人に近い地域において、地域の特性に応じた実施方法を開発し、発展させることが重要です。」と記述しているところです。 一方、「補完性の原則」に関する御指摘については、国家や国際レベルはローカルレベルではできないことに限って取り組むべきとも読めるところ、問題の性質に応じていろいろなレベルが積極的に取り組むべきとの考え方もあります。今後の議論の成熟を待ちたいと思います。</p>

59	<p>9ページ下から3行目 学際性・総合性ととも、「批判的」つまり自分のしていることを絶えず自己批判することが、UNESCOなどの持続可能な開発教育で強調され、本実施計画でも「批判的」な教育ということが述べられています。その点をここでも明らかにするために、次の加筆を提案します。「、、経済、社会の各側面から学際的かつ総合的に扱うことが重要です。」「そして、地域コミュニティを持続可能にするための利害関係者、ステークホルダーたちの間で、相互に学びあい、共同でこれまでの地域のあり方、とらえかたについて、ともに反省する批判的な相互学習に根差すように、日本全国の教育システムにおける持続可能な地域づくりの主流化をすすめることが大切です。」を付け加える。</p>	<p>批判的な学習については、ESD実施計画(平成23年6月3日改訂)P.10(5)育みたい力の中で以下のとおり言及しています。</p> <p>P.10 「批判力を重視した代替案の思考力(クリティカルシンキング(critical thinking))を育むこと、データや情報を分析する能力、コミュニケーション能力の向上を重視することが大切です。」</p> <p>また、地域との連携、学び合いなどについてはP.11に以下のとおり言及しています。</p> <p>P.11 「各地域においては、大学や教育委員会その他の教育関係組織、社会福祉協議会や地域のNPO等が、教育現場と地域の人材や施設、活動の場をつなげることが期待されます。」</p>
60	<p>11頁中段 評価の指針はチェックリストで標準化する必要があるが、評価を実施するさいには、各特定地域の事情を知っているローカルな地域社会のステークホルダーたちの意見を聴取することも不可欠である。そのことを明示するために、「、、これを指針としてESDの取組をすすめることなども有効です。」の後に、「この取組を進めるに際して、各地域の自然環境条件や茶会文化的な特徴を知っている地域社会のステークホルダーたちの意見を聴取して、ESDの取組の軌道修正を定期的におこなうことが望ましい。」を付け加える。</p>	<p>ご意見の趣旨を踏まえ、以下のように修正しました。</p> <p>ESD実施計画(平成23年6月3日改訂)P. 11 12行目 (7)評価 ESDの取組を広め、効果的なものとさせるため、ESDを実践する主体は、企画し、実践し、様々なステークホルダーの意見を伺いながら評価し、それを次の活動の改善にいかすという過程を重視して行うことが大切です。 また、ESDの概念をより分かりやすく提示するためにも、ESDを評価するためのチェックリストを作成し、これを指針としてESDの取組を進めることなども有効です。</p>

61	<p>11頁下から2行目 ESDの10年の後半の推進体制を確立するには、日本各地の地域社会における持続可能な開発教育の取組についての判断を基にする必要があります。そこで、ローカルな生態環境と文化の特色を熟知している日本各地の地域社会それぞれのステークホルダーたちの意見をもとに、日本列島の生態環境の多様性と文化の固有性を計算にいった判断が不可欠です。その意味で、関係省庁と有識者からなる円卓会議をひらくに先立って、 日本の各地域(県レベルあるいはより広い地方レベルで)それぞれの地域でのステークホルダーの意見を汲み取るための集会在不可欠であると考えられます。そこで、 「、、、円卓会議を随時開催します。これらには、日本各地域の生態・文化環境の特殊性を熟知した各地域のステークホルダーを集めた円卓会議によって、日本列島の生態文化的多様性を反映した軌道修正によって、ESDの10年の後半の取組を方向づけることにします。」</p>	<p>政府は円卓会議を毎年開催し、教育機関・NPO・学会・企業など、各方面から18名の民間有識者をお迎えし、具体的な取組の方策に関する幅広い意見交換及び情報共有を図っています。 今後も、この会議をさらに有意義な意見交換の場とすべく、関係省庁及び円卓会議のメンバーと協議しながら、その在り方について検討してまいります。</p>
62	<p>14頁 1行目 意見交換に参加するステークホルダーには、地域社会の持続不可能性のいろいろな現れをもっとも敏感に感じ取っている女性、障害者、若者、老人、外国人、マイノリティの参加が必要である。したがって、「、、、円卓会議を随時開催し、ESDの推進方策について幅広く意見交換を行います。」に続いて、「幅広い意見交換には、ジェンダー・バランス、世代バランスに配慮するとともに、先住民族、在日外国人や、身体障害者の参加を求めます。」を追加する。</p>	<p>政府は円卓会議を毎年開催し、教育機関・NPO・学会・企業など、各方面から18名の民間有識者をお迎えし、具体的な取組の方策に関する幅広い意見交換及び情報共有を図っています。 今後も、この会議をさらに有意義な意見交換の場とすべく、関係省庁及び円卓会議のメンバーと協議しながら、その在り方について検討してまいります。</p>
63	<p>15頁 下から7行目 生物多様性条約9条j項が、伝統的な生活を送っている先住民族の知識、工夫、慣習の尊重を特に明記していますが、人間社会が生態環境の中に埋め込まれていることを忘れていた現代工業化・商品化社会の持続不可能性を克服するには、先住民族のもならず農漁村、山林地域の古老の智慧も持続可能な開発を方向づけるうえで、「科学的」な調査研究と同等、あるいはそれ以上の有効性をもっていることが、生物多様性条約名古屋COP10に集まった世界の市民や先住民族の代表によって強調されていました。そのことを本実施計画に反映させるために、次のセンテンスを挿入することが望まれます。 「、、、ESDの効果についてのデータ蒐集に努めます。」につづいて、「以上の調査研究に際しては、農漁村、里山などの地域コミュニティの古老、先住民族、伝統的な生存経済地域からの移住者たちの経験や知見をききとることに努めます。」と付記することを提案します。</p>	<p>ご意見を踏まえ、以下のように修正しました。 P.9 9行目 「地域の伝統的な文化を大切にしたり、地域の知恵や経験に学ぶようなする取組も、地域の関係性を保ち(後略)」</p>

64	<p>17頁の1最後の行と18頁の1行目の間 地域コミュニティの持続可能性は、地域を「バイオ・リージョン」「生命地域」「生命流域」として捉える立場からすると、そこで川上の限界農村と川下の工業地域など、分断されることで地域内に貧富格差、開発格差、際生産力格差などの「南北関係」をつくりだしています。この持続不可能な地域の分断・両極化に対処するためには、分断された地域の部分で生活する人々の分断をなくすための協力を実現する必要があります。 その意味で、企業関係者と農村住民の交流、農漁業・林業と商業の連携などを推進することが地域コミュニティの持続可能性を回復するために必要です。その意味で、17頁の最後の行の「老若男女さまざまな者の参加を通じて、以下のような取組や役割が期待されます。」につづいて、「子育て、まちづくり活動、、、」の前に、「生産・消費の巨大化する都会と限界集落化する農漁山村に分断された地域の部分をつなぐ活動、都会から農村へのエコ・ツリズム、農商提携、漁商提携などを盛んにする諸活動を活発にすること。」を挿入することを提案します。」</p>	<p>ご指摘の点については、ESD実施計画(平成23年6月3日改訂)P.18、P.20で以下のように言及しています。</p> <p>P.18 9行目 ・ 自然体験、農山漁村などにおける体験活動、職業体験その他多様な体験活動を促進すること。</p> <p>P.20 (へ)農林漁業者、関係団体 農林漁業者等は、「(ホ)事業者、業界団体」に包含されますが、事業の現場が地域に根づいていること、事業活動が地域の自然環境の維持管理のために大きな役割を有していること、食という人間が生存する上で基本的な部分を扱っていることなどから、特に以下のような役割や取組が期待されます。 ・ 生活体験、自然体験、職業体験など多面的な側面を重視した農山漁村における体験活動の場や機会を提供すること。 ・ 事業活動そのものが、地域の自然環境の維持管理、地域経済や産業の振興など持続可能な地域づくりに資することを踏まえ、学校、NPO、行政等多様な主体との協働の中で、地域づくりの担い手の一つとして大きな役割を担うこと。</p>
65	<p>P5、P8への改定文あたりへ次の文章の“障害者ESDの追加”を依頼します。 障害者ESDというと、教育時代の総合的な取り組みの認識から自己の発展、創造性、興味を向ける、と言う事を仲間と共に楽しむ、送るという関係を持った進み方に仕事はもちろん自己の人間形成にも興味を持って育てほしい。市町村の地域づくりへと発展する取り組みが重要というのと同じように障害者のESDについても創造性などが大切というようにこの広く見つめた両者共同のシステム作りが求められていると言う事。果たして子供達、障害者達の人生、お互いが築くべきと思える社会、人生、環境等、障害者たちが作る人生設計のつながりと社会の組織作りとのつながりがお互いが連絡する、一個人が参画する地域づくりを社会の仕組みとしても確立していく必要がある。即ち現代の必要としての取り組むべき社会—達成されるべき社会、BASEは教育の社会(小、中、高)。人々と共に手を取り合って…が社会の中に存在、生きざまを描く、社会のうねりへの参加と言う事。</p>	<p>障害者ESDについては、福祉に関するESD活動の中に含まれるものと考えられます。ESD実施計画(平成23年6月3日改訂)P.5で以下のとおり記述しています。</p> <p>P.5 (ロ)最終年までの目標 「(前略)社会を構成する個々人が、人と人、人と社会、人と自然とのつながりを大切にしながら、各地域において、環境保全や健康福祉、地域活性化・まちづくりなどのESD活動が実践されることで、これらの活動に参画しながらつながりを取り戻しつつ、持続可能な社会を築く力を育み、個々人がいわば「未来を築く担い手」となることを目指します。」</p> <p>また、P.9の19行目では障害者の社会参画について、P.19の下から8行目では障害者雇用について言及しています。 ご意見の趣旨を踏まえ、障害者福祉についてもESDを推進していく中で配慮してまいります。</p>

66	<p>9ページについて 12行目の次に、各都道府県等においては、従来のユネスコ関係担当部署である生涯学習担当部署だけでなく、学校教育(義務教育)担当部署もESDにおける主たる担当部署となると明記していただきたい。</p>	<p>どの部署をESDの主たる担当とするかについては、各地方自治体の裁量に委ねられています。 なお、ユネスコスクール担当部署、ESD担当部署については各都道府県、政令指定都市の教育委員会等に、窓口が設置されています。ユネスコスクール担当窓口についてはホームページにて公開しています。 http://www.unesco-school.jp/index.php?action=pages_view_main&page_id=341</p>
67	<p>9ページについて 下から2行目、「円卓会議等を随時開催します。」について。 「円卓会議は、公募枠を加えてメンバーを拡大すると共に、少なくとも年に2～3回は開催する。特に5～6月には必ず開催し、幅広く国民の声が予算要求に反映できるようにする。」と具体性のある記述とし、円卓会議の位置づけを確固たるものになるよう明記していただきたい。</p>	<p>政府は円卓会議を毎年開催し、教育機関・NPO・学会・企業など、各方面から18名の民間有識者をお迎えし、具体的な取組の方策に関する幅広い意見交換及び情報共有を図っています。 今後も、この会議をさらに有意義な意見交換の場とすべく、関係省庁及び円卓会議のメンバーと協議しながら、その在り方について検討してまいります。</p>
68	<p>9ページについて 下から5行目から3行目、「持続可能な開発に関する各種の計画等の内容を踏まえた持続可能な社会の姿を国民の衆知も集めながら検討し、国民にわかりやすく伝えるよう努めます。」について。 具体的な達成目標も数値目標も、ロードマップも示せていないが過去5年間の取組を踏まえた実施計画の見直し段階にある現在でも、この点が変わっていないことは問題と思う。 今回の見直しに際して、バックキャスティング方式を取り入れた具体的な達成目標、数値目標、ロードマップを明記した行動計画を2011年度(平成23年度)中に別途策定するということを明記していただきたい。 特に、14ページの(ハ)の本文の9行目以降にある人材育成や組織づくりなどは、実施計画として財源についての明記は不可欠と考える。</p>	<p>今後、関係省庁の具体的な施策を盛り込んだ別表を取りまとめる予定です。具体的な達成目標や数値目標、ロードマップ等については、別表に盛り込まれた各施策を企画・実行する際に、必要に応じ、適宜検討してまいります。 また、財源については、国の予算制度上からも、現時点で計画に明記することは困難であると考えています。</p>
69	<p>15ページについて 7行目から9行目、地域リーダーと教員と一緒に受講できる研修等を実施することについて。 「環境」に特定することなくESDにかかるあらゆる分野について地域リーダーと教員と一緒に受講できるESD研修実施を明記していただきたい。</p>	<p>ご意見の趣旨を踏まえ、以下のとおり修正しました。 ESD実施計画(平成23年6月3日改訂)P.15 下から6行目(前略)さらに、地域で環境等に関する活動を実践しているリーダーと教員と一緒に受講できる研修等を実施し、この中でもESDに関する内容を取り上げるよう努めます。</p>

70	<p>9ページについて 13行目から14行目、大学の教職課程に言及している点について。 「ESDに関する内容を積極的に取り上げる」表現を「必須とする」などより必要性を強調する記述にしてください。</p>	<p>各大学の裁量もあるので必須とすることは困難と思われます。</p>
71	<p>9ページについて 17行目から18行目、必要な謝金等が支払われるよう、経済に組み込まれるよう努めます、について。 実施計画としては財源、コストに関する記載が具体的であることが必須であるとする。 実際に全国でESDに関する人材活用が広がった場合を想定して現実的に利用可能な財源を具体的に示していただきたい。</p>	<p>複数の自治体等において、謝金を支払って講師を招聘し、独自にESD関連の研修会等を実施している例がありますが、財源については、個々の実施主体の裁量に委ねられるため、具体的に明示することは困難であると考えています。</p>
72	<p>16ページについて 「(口)学校」は「(口)学校、教育委員会」とすべき。 小中高等学校等との連携などは教育委員会が主導しなければ実現しない内容であるとする。</p>	<p>ご指摘を反映し、「(口)学校、教育委員会」と修正するとともに、ESD実施計画(平成23年6月3日改訂)P.18の項目列挙部分の末尾に以下の項目を追加しました。</p> <p>・教育委員会等の教育関連部局においては、ESDの視点を取り入れた各種研修会の開催、参加促進、ESDやユネスコスクールの担当窓口の設置など、教育現場へのESDの浸透を図ります。</p>
73	<p>17ページについて 10行目から14行目、「総合的な取組であるESDは、外部の人材、場や機会等を有効に活用することにより、教職員に過度の負担を強いることなく質の高い教育を実践することも可能となります。これらを踏まえ、具体的には以下のような取組や役割が期待されます。」について。 具体的に教職員の負荷低減のための方策を明記していただきたい。</p>	<p>ESD実施計画(平成23年6月3日改訂)は、ESD実施要領ではないため、個別の方策について細かく記述することを避けていますが、ESDの実施の在り方については、国立教育政策研究所などでも研究が進められているので、その成果を現場で活かしていただきたいと考えています。</p>
74	<p>18ページについて 「(二)NPO」の中で、「多様な主体が連携した取組が促進されるよう、各地域においてプロデューサーやコーディネーターの役割を担い、学校教育、社会教育、企業内教育、地域活動等が連携したESDの取組を広げること」とか「ESDの指導者、コーディネーターやプロデューサーの育成を行うこと」について。 重要な役割を期待する以上、それをNPOが担えるだけの財源や社会的立場の裏付けを国としてしっかり明示していただきたい。</p>	<p>財源については、国の予算制度上からも、現時点で計画に明記することは困難であると考えています。 また、「社会的立場」については、ESD実施計画(平成23年6月3日改訂)P.19 「(二)NPO」の冒頭で以下のように言及しています。</p> <p>「自発的に、共通の課題に対する意識を持った者が集まり、活動を行っているNPOは、ESDの実施主体として最も期待される主体の一つです。NPOは、不特定かつ多数の者の利益、公益の増進が活動目的です。」</p>

75	<p>20ページについて 「(又)地方公共団体」は、学校の項と同様に、教育委員会を並記してはどうか。ここでは、教育委員会を地方公共団体の内部組織に位置づけているが、教育委員会は首長部局とは独立したポジションをとっている場合が多いのと、ESDにおいては特出すべき組織であるので、あえて並記してはどうか。</p>	<p>教育委員会は地方公共団体に含まれるので、並記しておりません。教育委員会の重要性については、ご指摘のとおりです。(口)学校に教育委員会を並記するよう修正しました。</p>
76	<p>「・小中高等学校においては、各教科や総合的な学習の時間等における学校の教育活動全体を通じて進めること。」(p.17)の後に次の文を挿入すること。 高等学校においては、科・コース等によらず、ESDへの取り組みが強くなされている科目を生徒が自由に選択できるようにすること。</p> <p>高等学校においては、地理歴史科、公民科、理科の各教科では、数科目のうちいくつかを選択して履修することになっている(地理歴史科では世界史が必修、日本史と地理が選択)。これについては、学校によって開講される選択科目が限られていて履修できないケース(たとえば地学が開講されていない)や、コースによって履修できる選択科目が決められているケース(たとえば文系進学コースというようなコースがあり、そのコースでは地理歴史科では世界史と日本史を履修することに決められていて地理を履修したくてもできない)が大多数であるのが実態である。ある科目がESDへの取り組みを進めても、その科目を履修できる生徒に限られるのは、ESD教育を進める上で支障になる。</p>	<p>新学習指導要領の総則では、高等学校の教育課程の編成に当たっては、ESDへの取組に限らず、生徒の特性、進路等に応じた適切な各教科・科目の履修ができるようにし、このため、多様な各教科・科目を設け生徒が自由に選択履修することのできるよう配慮するものとしており、引き続きその趣旨を十分に周知していきたいと考えています。</p>

77	<p>RCE(国連大学は「持続可能な開発のための教育に関する地域の拠点(RCE)」)の情報が、欠落しておりますので、これを付け加えていただけないようにお願いを申し上げます。</p> <p>国連大学のRCEの取り組みは、先進的、かつ先導的であり、ユネスコ本部(パリ)でのESD世界会議では、いまだ連携作りをおこなっておりますが、RCE(ESD地域拠点)は、街作りとして、積極的に成人、市民を巻き込んだ実践活動になっており、RCE間の連携も活発になってきているところ です。 環境教育の専門家の立場としては、そのように思います。</p> <p>国内、省庁間ESDの情報交換会議にもRCEから代表者が出席しており、国内ESD活動の大きな部分の推進減になっています。</p> <p>昨年の生物多様性COP10でも ESDといえば、RCE、国連大学の発表が大きな側面を占めています。</p> <p>国内拠点多5箇所となりましたが、当初は「イニシャル7」として、現在世界中に70余箇所あるRCE(ESD地域拠点)のうち、2箇所は国内が最初の7箇所「イニシャル7」に含まれて、先導的立場からの活動がされてきま</p>	<p>ご意見の趣旨を踏まえ、以下のとおり修正しました。</p> <p>ESD実施計画(平成23年6月3日改訂)P.22 (イ)国連関連機関等との連携・協力 ユネスコ、国連開発計画(UNDP)、国連環境計画(UNEP)、国連大学等において、ESDに関する取組が行われています。例えば、国連大学では、ESDに係る地域における連携・協力を促進するための仕組みとして、地域の拠点(RCE)づくりを提唱・推進しており、現在、国内6拠点を含め世界85拠点をRCEとして認定しています。我が国としても、これらの国連関連機関等への拠出金などを通じ、ESDの地域の拠点づくり、高等教育機関のネットワーク形成、セミナーの実施、調査・研究、教育プログラムの作成、専門家育成などのESD関連事業の実施を支援します。</p>
----	---	---

78	<p>16頁の「4.ESDの推進方策 (3)各主体に期待される取組 (イ)個人、家庭」</p> <p>2014年までの10年間の取組において、最も大きな目標は、個々人の意識と行動の変革です。そのためには、最も身近である日常生活における取組から始めることが重要です。近年、LOHAS(Lifestyles Of Health And Sustainability)のように持続可能性の概念を包含したライフスタイルの提案や、フェアトレード商品のような持続可能性、公平性等の環境、経済、社会の観点を包含した商品の販売が広がりつつあり、これらの考え方を日常生活にいかした取組をますます広げることが大切です。また、生産と消費が同等に重視されるような社会づくり、政策づくりが求められます。人と自然との共存に向けては、<u>地域の生物多様性の保全や改善に寄与する具体的な行動を促進させることが求められます。</u></p> <p>これらを踏まえて、以下のような取組や役割が期待されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「スローライフ」や「LOHAS」の考え方が広まり日々の暮らしの中にいかされること。 ・グリーン購入やフェアトレード商品の購入に心がけること、カーボンフットプリント等の環境負荷表示を商品購入時の参考にすることや省エネ型の暮らしの実践、森林・木材資源の循環的利用などライフスタイルを転換すること。住居の新改築、改修の機会には、環境性能の向上や周囲の自然環境との調和に努めること。 ・環境、経済、社会の全体に視野を広げ、生産と消費の関係や生物多様性等の横断的な観点を踏まえながら、消費者のライフスタイルの転換を促すような教育を推進すること。 ・<u>エコロジカル・ネットワーク(生態系ネットワーク)形成の重要性を踏まえながら、その拠点となる家の庭などにおいて、地域の生物多様性の保全や改善に寄与する行動を促すような教育を推進すること。</u> 	<p>ご意見の趣旨を踏まえ、以下のとおり修正しました。</p> <p>ESD実施計画(平成23年6月3日改訂)P.16～</p> <p>(イ)個人、家庭</p> <p>2014年までの10年間の取組において、最も大きな目標は、個々人の意識と行動の変革です。そのためには、最も身近である日常生活における取組から始めることが重要です。近年、LOHAS(Lifestyles Of Health And Sustainability)のように持続可能性の概念を包含したライフスタイルの提案や、フェアトレード商品のような持続可能性、公平性等の環境、経済、社会の観点を包含した商品の販売が広がりつつあり、これらの考え方を日常生活にいかした取組をますます広げることが大切です。また、生産と消費が同等に重視されるような社会づくり、政策づくりが求められます。さらに、日常生活の中で、人と自然のつながりを意識しながら、生物多様性の保全に寄与していくことも重要です。(後略)</p>
----	---	---

79	<p>16～17頁の「4.ESDの推進方策 (3)各主体に期待される取組 (ロ)学校」</p> <p>さらにまた、ESDでは総合的な学習の時間を効果的に利用することが重要です。例えば、教科横断的な教育活動を総合的な学習の時間で効果的につなぎ合わせるにより、「知の総合化」を実践することが可能になります。さらに、今後は学校教育の中でESDをより一層促進させるために、「環境科」を設置することが重要です。</p>	<p>新学習指導要領においては、持続可能な社会の構築の必要性を踏まえ、社会科や理科、技術・家庭科など関連の深い教科を中心に、環境教育に関する内容の充実を図っています。今後とも、新学習指導要領を着実に実施し、関連の深い教科等を中心にして、総合的な学習の時間を活用するなどして、教科横断的・総合的に、学校教育全体を通じたESDを推進していきます。</p>
80	<p>16～17頁の「4.ESDの推進方策 (3)各主体に期待される取組 (ロ)学校」</p> <p>ESDの実践に当たって、学校全体の運営の中でESDを位置づけるには、これまでのカリキュラムや教育内容、校(園)庭や校(園)舎等の施設のあり方をESDの視点で捉え直して再構築することが考えられます。</p>	<p>ご指摘の点はESD実施計画(平成23年6月3日改訂)P.18に以下のとおり言及しています。</p> <p>P.18 11行目 「・学習や生活の場としての学校施設を環境に配慮したものとする。また、整備された学校施設を教育に活用すること。」</p>
81	<p>16～17頁の「4.ESDの推進方策 (3)各主体に期待される取組 (ロ)学校」</p> <p>「・小中高等学校においては、各教科や総合的な学習の時間等における学校の教育活動全体を通じて進めること。さらに、学校評議会の活用、PTA活動等学校経営の中で総合的な取組を進めること。」の次に次の項目を加える。</p> <p>・ESDをより一層促進させるために、既存の教科等での取り組みとあわせて、独立した教科として「環境科」を設置し、体系立てたカリキュラムのもとにESDが確実に行われる仕組みをつくること。</p>	<p>新学習指導要領においては、持続可能な社会の構築の必要性を踏まえ、社会科や理科、技術・家庭科など関連の深い教科を中心に、環境教育に関する内容の充実を図っています。今後とも、新学習指導要領を着実に実施し、関連の深い教科等を中心にして、総合的な学習の時間を活用するなどして、教科横断的・総合的に、学校教育全体を通じたESDを推進していきます。</p>
82	<p>16～17頁の「4.ESDの推進方策 (3)各主体に期待される取組 (ロ)学校」</p> <p>「・異なる学年や小中高等学校等との連携、地域社会等との連携にも配慮し、総合的な取組とするよう配慮すること。」の次に次の項目を加える。</p> <p>・幼児や児童生徒が、自然と日常的に触れ合い、また人と人、人と自然と</p>	<p>ご指摘の点はESD実施計画(平成23年6月3日改訂)P.18に以下のとおり言及しています。</p> <p>P.18 11行目 「・学習や生活の場としての学校施設を環境に配慮したものとする。また、整備された学校施設を教育に活用すること。」</p>
83	<p>20頁の「4.ESDの推進方策 (3)各主体に期待される取組 (チ)教員研修・研修機関」</p> <p>教員がESDに関する知識や技能を有していることにより、幼児、児童生徒への効果的なESDが可能となるため、教員養成・研修機関には以下のような取組や役割が期待されます。</p>	<p>ご意見のとおり修正しました。</p>

84	<p>【関連部分 P14、4-(2)-ハ】 パートナーシップとネットワークの構築・運営」に対して保障する。</p> <p>(理由)石川県の教育現場ではESDはあまり認知されておらず取り組む教員も少ない。この現実を改善しようと、昨年2月に「ESD石川t」というネットワークを立ち上げた。活動内容は、ESDに関する情報をMLで共有し月例学習会の開催等である。当初、対象は教員だったが、NPOや市民の入会も増え現在会員数は約100名となった。</p> <p>この活動は仕事と認められていないため、勤務時間外に全額自費で行っている。活動が継続し発展していくためにはESD関連の活動を公務として認めていただきたいと思う。また県の枠をこえて、同様なネットワーク同士がつながる仕組みもほしい。</p>	<p>各地方自治体の裁量もありますので、具体的な記述をするのは困難と思われます。ESD実施計画(平成23年6月3日改訂)P.13に言及されていますが、学習指導要領等には持続可能な社会の構築の観点が盛り込まれ、教育振興基本計画にもESDは教育の重要な理念であると記述されています。</p> <p>P.13 (ロ)教育機関における取組 「2008年7月に策定された教育振興基本計画にもあるとおり、地球規模での持続可能な社会の構築は、我が国の教育の在り方にとっても重要な理念の1つです。2008年3月(幼稚園教育要領及び小学校・中学校学習指導要領)、2009年3月(高等学校学習指導要領)に公示された新しい学習指導要領等に基づいたESDの実践、ESDの推進拠点としてのユネスコスクールの活用など、教育機関を活用することにより、国民全体へのESDの普及、推進を図ります。ESDの視点を取り入れた教育関係者への研修の機会を増大し、学校、社会教育施設、教育委員会など教育機関への一層のESDの浸透を図ります。」</p>
85	<p>【関連部分 P15、4-(2)-ニ】 県および市町村教育委員会にESD担当指導主事をおき、研修を進める。</p> <p>(理由)県教委には現在ESD担当指導主事がおかれていない(石川県の場合)ので、ぜひ各県・市町村教育委員会の中に担当者を決めるようにしていただきたい。また今年度、教員初任者研修の環境教育の講師を務める機会に恵まれた。与えられたテーマは環境教育でESDにも触れたが、出席の初任者でESDを知っていた人は誰もおらず、指導主事でESDを理解している方もいないように感じた。</p> <p>ぜひ指導主事対象の研修でESDを多く取りあげ、教員対象の研修を推進してほしい。</p>	<p>各教育委員会の在り方については、各地方自治体の裁量に委ねられるものであることから、国の計画である本計画の中で、各教育委員会におけるESD担当者の決定の在り方について記述することは困難であると考えています。</p> <p>なお、教員に対する研修については、以下の箇所で言及しています。</p> <p>ESD実施計画(平成23年6月3日改訂)P.13 下から7行目 ESDの視点を取り入れた教育関係者への研修の機会を増大し、学校、社会教育施設、教育委員会など教育機関への一層のESDの浸透を図ります。</p>
86	<p>【関連部分 P17、4-(3)-ロ】 総合的学習の時間にESDの視点を入れるよう強くはたらきかける。</p> <p>(理由)総合的学習の時間がかかなり多くの高等学校では進学補習授業に振り替えられている事実がある。各校で総合的学習のカリキュラムや内容にESDを取り入れるような指導がなければ、現実的には取組はなかなか進まない懸念される。具体的には文部科学省から県や市町村教育委員会を通じての指導が必要なのではないか。</p>	<p>総合的な学習の時間については、従前より、学習指導要領において、「環境」や「国際理解」などを例示し、各学校においては、地域や学校、児童生徒の実態に応じて、持続可能な社会の実現にかかわる課題などを取り上げた学習活動が進められています。また、昨年、文部科学省で作成した指導資料(小中学校)においても、ESDの視点を盛り込んでいます。</p>

87	<p>【関連部分 P18、4-(3)-2】 NPOと協働するために財政的保障が必要。</p> <p>(理由)昨年度までの勤務校では地域の荒廃した里山整備を、年3回8年間続けてきた。間伐は危険を伴うため森林組合やNPOの補助をお願いしたが、謝金や生徒への保険料の捻出に非常に苦労した。結局、県費や学校財政から出せず、市民からの寄付金で何とか事業を続けてきた。資金面では苦労したが、高校生は地域の方々と共に働くことで多くのことを学んでいった。この経験から、NPOや地域との協力でESDを展開するのはとても効果があると実感している。ための資金として少額でよいから(分厚い報告書の提出や発表など義務のない)現場の教員が気軽に使える予算が必要。</p>	<p>NPOと協働するための財政的保障については、国の予算制度上からも、現時点で計画に明記することは困難であると考えています。</p>
88	<p>p.4(ハ)取り組むべき分野</p> <p>先進国においても、世界の貧困撲滅について、積極的に取り組む必要がありません。環境保全、人権や平和等の社会的な課題、貧困等の経済的課題について取り組んでいることが必要です。</p>	<p>ご意見の趣旨を踏まえ、以下のとおり修正しました。</p> <p>ESD実施計画(平成23年6月3日改訂)P.4 下から7行目 先進国においては、環境保全、人権や平和等の社会的な課題、貧困等の経済的課題について、グローバルな視野を持ちつつ取り組んでいくことが必要です。</p>

89	<p>p.7(二)我が国が優先的に取り組むべき課題 以下(下線部)のように修文する。</p> <p>我が国を含む先進国に何よりもまず求められるのは、社会経済システムに環境や人権、文化に対する配慮を織り込んでいくことです。具体的には、大量生産・大量消費・大量廃棄に基礎を置く生活スタイルや産業構造を転換し、現在の消費・生産パターンを見直すことや、生物多様性を確保することなどです。</p>	<p>ご意見の趣旨を踏まえ、以下のとおり修正しました。</p> <p>ESD実施計画(平成23年6月3日改訂)P.8 (二)我が国が優先的に取り組むべき課題 環境、経済、社会面の多岐にわたる課題の中で、我が国を含む先進国に何よりもまず求められるのは、社会経済システムに環境配慮を織り込んでいくことです。具体的には、大量生産・大量消費・大量廃棄に基礎を置く生活スタイルや産業構造を転換し持続可能な消費・生産パターンを定着させることや生物多様性を確保することなどです。また、人権や文化等に対する配慮を織り込んでいくことも大切です。しかしながら、個々人の暮らしや地域の課題は、環境、経済、社会がそれぞれ縦割りで存在するものではないことから、総合的、重層的なものであるはずで、環境の保全から始めた取組も、人権や福祉等の課題の解決等への発展につながっていくよう取り組むことが望まれ必要となります。例えば、地域の自然資源の活用を促進する取組により、地域経済の向上と環境保全が図られるのみならずだけでなく、この取組に地域の多様な主体が参加することにより、地域コミュニティの関係性が向上し、地域で顔の見える関係が構築される結果、地域福祉の向上にもつながります。</p> <p>また、「現在の消費・生産パターンを見直す」ことについては、以下の箇所で言及しています。</p> <p>ESD実施計画(平成23年6月3日改訂)P.17 12行目 ・環境、経済、社会の全体に視野を広げ、生産と消費の関係や生物多様性等の横断的な観点を踏まえながら、消費者のライフスタイルの転換を促すような消費者教育を推進する。</p>
90	<p>p.9(2)教育の場、実施主体 以下(下線部)のように修文する。</p> <p>特に学校教育にESDを浸透させることは重要です。児童生徒の学習の成果や、その実践、発信等を通じて、学校教育から過程、地域、行政や企業など、全国へESDを浸透させることが可能になります。そのために管理職や教員への研修や情報提供を予算をつけて行なっていくとともに、<u>学校全体がESDの実現の場であるように、支援していきます。</u> 学校教育の場においては、ユネスコ憲章に示されたユネスコの理想を実現するため、平和や国際的な連携を実践する学校であるユネスコスクール間のネットワークの強化、活動を図ります。同時に、ユネスコスクール以外の学校への支援、ネットワーク強化も図ります。</p>	<p>予算については、国の予算制度上からも、現時点で計画に明記することは困難であると考えています。</p> <p>また、ユネスコスクール以外の学校についても、ESD実施計画(平成23年6月3日改訂)P.13に言及されているように、研修機会の増大等を図るなどして、支援を行い、ネットワーク強化に努めます。</p> <p>P.13 下から7行目 「ESDの視点を取り入れた教育関係者への研修の機会を増大し、学校、社会教育施設、教育委員会など教育機関への一層のESDの浸透を図ります。」</p>

91	<p>p.12(ハ)地域における実践</p> <p>このため、ESDの推進については地域に立脚した取り組みを重視し、地域における先進的な取り組みに対する<u>財的・人的支援</u>を行ないます。</p>	<p>今後の財政的支援については、国の予算制度上からも、現時点で計画に明記することは困難であると考えています。</p> <p>また、人的支援については、状況に応じた適切な方法で行ってまいりたいと思いません。</p>
92	<p>p.13(2)国内における具体的な推進方策(イ)ビジョン構築、意見交換</p> <p>また、「国連持続可能な開発のための10年」関係省庁連絡会議の下に、学識経験者、教育関係者、NPO、企業等の関係者、さらに全国各地でESDに取り組む市民など、多様なステークホルダーから成る円卓会議を随時開催し、ESDの推進方策について幅広く意見交換を行ないます。</p>	<p>「全国各地でESDに取り組む市民」については、ご指摘の箇所前後にある「NPO」や「多様なステークホルダー」の中に含まれるものと考えています。</p>
93	<p>p.14(ロ)協議による政策決定、関係者の主体性の促進 以下(下線部、取消し線部)のように修文する。</p> <p>政策決定において、あらゆる主体から幅広く意見を聴き、それを反映させることは、その政策をより質が高く、信頼されるものとするのに有効です。……このため、持続可能な開発に係る政策については、可能な限り早い段階からの市民参加プロセスを始動させます。全ての市民が政策についての情報を得やすく、また、自分の意見を反映するため、持続可能な開発に係る実践、調査や研究等については、可能な限りホームページ等に掲載して、アクセス性を向上させます。</p>	<p>ご意見の趣旨を踏まえ、以下のとおり修正しました。</p> <p>政策決定において、あらゆる主体から幅広く意見を聴き、それを反映させることは、その政策をより質が高く、信頼されるものとするのに有効です。(中略)このため、持続可能な開発に係る政策については、可能な限り早い段階からの市民参加プロセスを始動させます。全ての市民関係者が政策についての情報を得やすくするため、持続可能な開発に係る実践、調査や研究等については、可能な限りホームページ等に掲載して、アクセス性を向上させます。</p>
94	<p>p.16(3)各主体に期待される取り組み(イ)個人、家庭 以下(下線部、取消し線部)のように修文する。</p> <p>2014年までの10年間の取組において、もっとも大きな目標は、<u>社会や経済の仕組みをより持続可能な形にすること</u>とともに個々人の意識と行動の変革です。そのためには、もっとも身近である日常生活における取り組みから始めることが重要です。近年、LOHASのように持続可能性の概念を包含したライフスタイルの提案や、フェアトレード商品のような持続可能性、公平性等の環境、経済、社会の観点を包含した商品の販売が広がっており、これらの考え方を日常生活にいかした取組をますます広げることが大切です。また、<u>生産と消費が同等に重視される一方で、現在のような消費を前提としたライフスタイルの提案に惑わされることなく、自らが生産に関わったり、消費社会への批判的な視点を養うような、持続可能な社会づくり、政策づくりが求められています。</u></p>	<p><前段について> ご指摘の箇所は、タイトルに「個人、家庭」とあるように、個人と家庭に期待される取組について言及した箇所ですので、原文のとおりとさせていただきます。</p> <p><後段について> ご指摘の点については、以下の箇所で言及しています。</p> <p>ESD実施計画(平成23年6月3日改訂)P.17 12行目 ・環境、経済、社会の全体に視野を広げ、生産と消費の関係や生物多様性等の横断的な観点を踏まえながら、消費者のライフスタイルの転換を促すような消費者教育を推進する。</p>

95	<p>p.17(3)各主体に期待される取り組み(ロ)学校以下(下線部)のように修文する。</p> <p>また、総合的な取り組みであるESDは、外部の人材、場や機会等を有効に活用することにより、教職員に過度の負担を強いることなく質の高い教育を実践することも可能となります。<u>そのためには、管理職や教員への研修、情報提供を予算をつけて行ないます。</u></p>	<p>管理職や教員への研修、情報提供については、すでに取り組んでいるところです。また、ESD実施計画(平成23年6月3日改訂)P.13でも以下のとおり言及しています。</p> <p>P.13 「ESDの視点を取り入れた教育関係者への研修の機会を増大し、学校、社会教育施設、教育委員会など教育機関への一層のESDの浸透を図ります。」</p> <p>なお、予算については、国の予算制度上からも、現時点で計画に明記することは困難であると考えています。</p>
96	<p>p.17(3)各主体に期待される取り組み(ハ)地域コミュニティ以下(下線部)のように修文する。</p> <p>地域における諸活動においてESDの視点を取り込み、老若男女さまざまな者の参加を通じて、以下のような取組や役割が期待されます。<u>そのためには、地域における財的・人的支援を行ないます。</u></p>	<p>今後の財政的支援については、国の予算制度上からも、現時点で計画に明記することは困難であると考えています。</p> <p>また、人的支援については、状況に応じた適切な方法で行ってまいりたいと思いません。</p>
97	<p>名称について:「持続可能な社会づくりのための教育」を提案します。</p> <p>(理由)現在あちこちで見られる状況と同じく、本実施計画案でも、“development”の部分の邦訳が混乱しているように感じます。タイトルでは「持続可能な開発」、P1-13行目等では「持続可能な世界」、文部科学省の学習指導要領では、「持続可能な社会の構築」(P6-22行目)、ユネスコ国内委員会では、「持続可能な発展」とばらばらです。</p> <p>学校教育コーディネーター、地域コーディネーターとして、学校現場に関わった経験から、ESDのことば・理念は、学校現場にほとんど浸透していないというのが現実と感じています。これからは、日本語表記を分かりやすく統一してPRして行くことが、教育現場への理念拡大にも不可欠と感じます。提案する「持続可能な社会づくり」は、子どもたち(中学生以上?)にも分かりやすい表記ではないかと思えます。</p>	<p>ご指摘の点に関しては、以下の箇所で言及しています。</p> <p>ESD実施計画(平成23年6月3日改訂)P.4 10行目～</p> <p>なお、持続可能な開発の「開発」(development)については、「発展」、「社会の構築」などと言われることもありますが、この実施計画においては、いずれも同じ主旨として捉えた上で、「開発」という言葉を使うこととします。また、持続可能な開発のための教育の「教育」については、学校等の公的教育のみならず社会教育、文化活動、企業内研修、地域活動などあらゆる教育や学びの場を含みます。</p>
98	<p>普及啓発一見える化・つながる化について:ユネスコスクールだけに特化しない取り組みを。</p>	<p>ESDの普及啓発については、ユネスコスクールのみならず、現に国内で数多く実践されているESD活動を「見える化」・「つながる化」することによっても推進していく予定です。</p>

99	P14-18行について コーディネーターやプロデューサーの重要性に同感です。適切な研修と選抜を経て、役割を担う人を決めることが必要です。	ご意見を踏まえ、今後の取組の参考にさせていただきます。
100	4ページ:9行目挿入 ○「これらの中でも優先的な課題として、…」の前に、次の文を挿入 <u>MDGsを踏まえた開発途上国の持続可能な社会づくりへの配慮・協力も必要です。また、これらの中でも優先的な課題として、…</u>	ご意見の趣旨を踏まえ、以下のとおり修正しました。 ESD実施計画(平成23年6月3日改訂)P.4 下から7行目 先進国においては、環境保全、人権や平和等の社会的な課題、貧困等の経済的課題について、グローバルな視野を持ちつつ取り組んでいくことが必要です。
101	5ページ:下から14行目挿入 ○2014年に我が国で開催される「 <u>国連ESDの10年</u> 」の最終年會合では、…	ご意見の趣旨を踏まえ、本計画改訂案において最終年會合に初めて言及するESD実施計画(平成23年6月3日改訂)P.3の下から13行目を以下のとおり修正しました。 「2014年にはユネスコと我が国の共催により、我が国で「 <u>国連ESDの10年</u> 」最終年會合(以下、「最終年會合」)が開催されます。」
102	6ページ:4行目挿入 ○ <u>地域活性化・まちづくり、国際協力活動などの…</u>	ご意見の趣旨を踏まえ、以下のよう修正しました。 ESD実施計画(平成23年6月3日改訂)P.5 下から11行目 (前略)地域活性化・まちづくり、途上国に貢献する活動などの(後略)
103	7ページ:下から2行目挿入 ○持続可能な開発に関わる <u>社会格差、地域格差、貧困等の…</u>	社会格差や地域格差については、「 <u>貧困等</u> 」の中に含まれるものと考えています。
104	9ページ:最終行に追加 ○…を実践していきます。とりわけユネスコ活動に関する <u>法律(1952)に基づき活動する地域ユネスコ協会団体等には、ユネスコスクールへの支援活動が期待されます。</u>	ユネスコ関連団体だけでなく、あらゆる団体との協働が重要ですので、個別の団体名の記述は避けています。
105	10ページ:下から12行および13行目 ○…見方を重視してた体系的な思考力… ○…批判力を重視してた代替案の思考力…	ご意見のとおり修正しました。

106	10ページ: 下から10行目挿入 ○コミュニケーション能力、創造力の向上を重視する……	創造力の向上の重要性については、以下の箇所而言及しているものと考えています。 ESD実施計画(平成23年6月3日改訂)P.10 「学び方・教え方については、「関心の喚起→理解の深化→参加する態度や問題解決能力の育成」を通じて「具体的な行動」を促すという一連の流れの中に位置づけることが大切です。これらの過程では、単に知識の伝達にとどまらず体験、体感を重視して、探求や実践を重視する参加型アプローチとすることが大切です。また、活動の場で学習者の自発的な行動を上手に引き出す「ファシリテート」の働きを重視することも大切です。これらのアプローチを通じて、学習者の参加する態度や問題解決能力を育み、参加する機会の提供にも努める必要があります。」
107	11ページ: 10-11行目挿入・追加 ○教員がコーディネート能力やファシリテーション技能を持つようになることも必要です。また、これらの能力向上の研修が、教育研修機関や教員養成機関などのカリキュラムに組み込まれることも期待されます。 (ファシリテーション能力は、10ページの10行目(4)学び方・教え方に、「ファシリテート」の働きを重視することも大切です。と強調されているように、ESDの推進において、特に教員に求められる資質だと考えます。)	ご意見のとおり修正しました。
108	11ページ: 下から1行目訂正 ○多様なステークホルダー主体による…… (現行版では、「主体」が51か所で使われているため、用語の統一)	ご意見のとおり修正しました。
109	13ページ: 下から1行目訂正 ○多様なステークホルダー主体からなる…… (現行版では、「主体」が51か所で使われているため、用語の統一)	ご意見のとおり修正しました。
110	14ページ: 10行目訂正 ○アクセス公開性を向上させます。	政府が保有するESD関連情報については、単に公開するに止まらず、データベースの整備等を通じ、アクセスの利便性にも配慮して提供していくことが有益と考えていることから、「アクセス性」という表現を用いています。
111	14ページ: 下から14行目挿入 ○コーディネーターや、プロデューサーやファシリテーターの役割を担う人材……	ご意見のとおり修正しました。 コーディネーターや、プロデューサーやファシリテーターの役割を担う人材

112	15ページ:10行目挿入 ○企業内研修において、 <u>企業の社会的責任の一環として従業員が持続可能な開発</u> ・・・	ご指摘の点については、以下の箇所でご言及しています。 ESD実施計画(平成23年6月3日改訂)P.19 (ホ)事業者、業界団体 (前略)従業員への配慮(中略)など事業活動における社会的側面の配慮が広がっています。これらは、社会的責任の観点から、環境、経済、社会の三つの要素を基盤とした事業活動を展開するものですが、近年、社会からの期待が高まっており、これに対応した、事業者の自発的な取組が広がっています。(中略)事業者や業界団体は、(中略)ESDにおいても大きな役割が期待されます。 これらを踏まえ、事業者や業界団体には、以下のような取組や役割が期待されます。 (中略) ・企業内教育にESDを取り入れること。
113	15ページ:下から11行目挿入 ○多くの教育者・指導者がESDについて理解し、・・・	ご意見のとおり修正しました。
114	15ページ:下から11行目訂正 ○..... <u>適当節</u> です。	ご意見の趣旨を踏まえ修正しました。 (ご意見には「 <u>適節</u> 」とありますが、「 <u>適切</u> 」のことと思われます。)
115	16ページ:下から4行目挿入 ○よりよい <u>地域づくり</u> 、 <u>持続可能な社会づくり</u> に参画すること。	ご意見の趣旨を踏まえ修正しました。 持続可能でよりよい <u>地域づくり</u> ・ <u>社会づくり</u> に参画すること。
116	17ページ:下から1行目訂正 ○老若男女様々な <u>者市民</u> の参加を通じて、・・・	ご意見の趣旨を踏まえつつ、他所との用語の統一性の観点から、以下のとおり修正しました。 老若男女様々な <u>者主体</u> の参加を通じて、・・・
117	18ページ:下から9行目挿入 ○ESDの指導者、コーディネーターや、 <u>プロデューサーやファシリテーター</u> の育成を行うこと。	ご意見のとおり修正しました。 ESDの指導者、コーディネーターや、 <u>プロデューサーやファシリテーター</u> の育成を行うこと。
118	18ページ:下から2行目挿入 ○これらは、 <u>企業の社会的責任</u> の観点から、・・・	ご意見のとおり修正しました。
119	20ページ:前後の入れ替え ○・・・ <u>小中高等学校、地元事業者、地元大学、地元事業者等</u> の参加の.....	ご意見のとおり修正しました。

120	<p>全体を通して ○現行文では、「取組」(111か所)と言う表記に統一されているようですが、青色表示の改訂文では、5か所で「取り組み」が使われています。表記統一の検討をお願いしたいと思います。</p>	<p>ESD実施計画(平成23年6月3日改訂)における文言の表記については、公用文における用字用語の標準を示した「公用文用字用語例集」に原則として準拠することとしています。このため、「とりくみ」の表記についても、同書にならない、動詞であれば「取り組み」、名詞であれば「取組」と書き分けています。</p> <p>P.6の下から9行目、P.8の23行目の「取り組み」は、動詞であるため、原文のとおりとさせていただきます。(なお、パブリックコメント版P.23の下から10行目の「取り組み」は、この改訂により削除する箇所です。)</p> <p>ただし、P.7の18行目、21行目の名詞「取り組み」については、外部の有識者を主体とする「社会的責任に関する円卓会議」が発した「私たちの社会的責任」宣言を尊重し、その原文を忠実に引用することとしたため、「取り組み」と表記しています。</p>
121	<p>3.ESD実施の指針の(3.)-5「育みたい力」 「ESDにおいては、…体系的な思考力(システムズ シンキング)を育むこと、批判力を重視して代替案の思考力(クリティカル・シンキング)を育むこと…」の記述がありますが、地理教育国際委員会によるルツェルン宣言は、「持続可能な開発のための教育に対して本委員会の持つ視点は、「人間—地球」エコシステム('Human-Earth' ecosystem)の概念を基礎をおく」と記します。そして、以下、人間システム、地球システムとは何か、という記述が続くのですが、要は、システム的な思考の重要性を強調します。そして持続可能な開発を実行する地理的能力として、第一に、「エコシステムそれ自身、あるいはエコシステム間の相互作用を理解するための地球の主な自然のシステム」についての地理的知識と地理的理解の重要性をあげます。</p> <p>また、「持続可能な開発を高めるための学際的な能力」として、「システムと複雑なネットワークにおいて考えること」を挙げます。</p> <p>残念ながら、私たち日本の地理教育関係者の大部分は、この記述の意味するところを理解していないように思います。ルツェルン宣言は、2002年の「地理教育国際憲章」を踏まえてのことであると、最初に記します。そして「地理教育国際憲章」においてもシステム思考についての記述があるのですが、どういうわけか、その部分が誤訳であり、地理教育関係者の誰も気づかずにいる現在までの状況。</p> <p>その意味で、本計画案がシステム思考を育みたい力として明記したことを評価し、できればもう少し強調していただきたいという思いです。</p>	<p>「エコシステムそれ自身、あるいはエコシステム間の相互作用を理解するための地球の主な自然のシステム」についての地理的知識と地理的理解の重要性や「システムと複雑なネットワークにおいて考えること」については、ESD実施計画(平成23年6月3日改訂)P.6に以下のとおり言及しています。</p> <p>P.6 「個々人が他人との関係性、社会との関係性、自然環境との関係性の中で生きており、「関わり」、「つながり」を尊重できる個人を育むという観点の2つの観点が必要です。」</p>

122	<p>(ロ)最終年までの目標(5ページ)について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 6行目「里山を保全・活性化する取組や、環境を軸としたまちづくり活動」に「社会教育」を加える。 ○ 「見える化」「つながる化」をするのであれば、歴史ある社会教育の活動に光を当てて、既にESD的な活動をしている公民館活動などを取り上げるべき。 	<p>社会教育や公民館活動の重要性等については、下記のように言及しています。なお、本計画が企図している「見える化」「つながる化」の範囲・対象には、公民館等における社会教育活動も含まれています。</p> <p>ESD実施計画(平成23年6月3日改訂) P.9 (2)教育の場、実施主体 「ESDは、(中略)個々人の意識に影響を与えるあらゆる場で実施されることが重要です。このため、(中略)公民館や博物館等の社会教育の場(中略)など、あらゆる主体が実施主体となることが重要です。」</p> <p>P.15 「地域におけるボランティアセンター、NPOの支援センター、社会教育施設等の拠点施設、あるいはNPO、事業者等の主体がESDのコーディネートやプロデュースの機能を担うための方策について検討します。(中略) 加えて、2. 基本的考え方(3)(ロ)で前述したように、ESDの「見える化」を行うことにより、取組の中で培われたコーディネートやプロデュースの手法の共有を促進するとともに、「ESDのネットワーク」の形成を促す「つながる化」を図ります。」</p> <p>P.21 (リ)公民館、図書館、青少年教育施設等の社会教育施設、ボランティアセンター、消費者センター、女性センター等の公的な拠点施設 「公民館は、地域の多様な主体が集まり、教育を通じた様々な交流の場ともなっています。また、地域の拠点としての性格も有しています。」</p>
-----	---	--

123	<p>(ハ) 我が国におけるESD(5ページ)について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 最終行「農村部の過疎化や里山の荒廃、商店街の衰退」に「公害地域の再生問題」を加える。 ○ 日本の公害地域は、現在も公害のリスクを抱え、公害の被害やリスクが地域の共通理解とならず、「人と人、人と社会、人と自然とのつながり」が途切れて、再生に苦しんでいる。公害地域こそ、ESDが早急に必要である。 	<p>公害地域の再生問題については、重要な問題であると認識しており、ESD実施計画(平成23年6月3日改訂)P.3及びP.6において、「環境の保全と回復」として言及していません。</p> <p>P.3</p> <p>(2) 持続可能な開発のための教育とは (イ) 持続可能な開発、持続可能な開発のための教育 (前略) 世代間の公平、地域間の公平、男女間の平等、社会的寛容、貧困削減、環境の保全と回復、天然資源の保全、公正で平和な社会などが持続可能性の基礎となっており、環境の保全、経済の開発、社会の発展(以下を含め、「社会」を文化の面も含めた広い意味で使います。)を調和の下に進めていくことが持続可能な開発です。</p> <p>P.6</p> <p>(3) 我が国の実施計画 (ハ) 我が国におけるESD 世代間の公平、地域間の公平、男女間の平等、社会的寛容、貧困削減、環境の保全と回復、天然資源の保全、公正で平和な社会など、ESDにおいて取り組むべき課題は多岐にわたります。</p> <p>さらに、ご意見の趣旨を踏まえ、以下のように修正しました。</p> <p>P.18</p> <p>(ハ) 地域コミュニティ 地域コミュニティでは、地域の自然や文化等の特性を踏まえた里地・里山の保全・活性化、公害が発生した地域の再生などの活動が行われています。地域に立脚した取組の推進のためには、地域を構成している各種の地域コミュニティの役割はとて重要になってきます。地域における諸活動においてESDの視点を取り込み、老若男女様々な主体の参加を通じて、以下のような取組や役割が期待されます。(後略)</p>
-----	---	--

124	<p>(ロ)教育機関における取組(12~13ページ)について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 13頁8行に「ESDの浸透を図ります」とあるが、浸透だけでなく実践まで支援しなければESDは広がらない。ESDの10年の後半段階で、ESD知識の浸透で終わるべきではなく、実践を支援すべきである。 ○ 実践するために、学校が地域に開かれた存在となり、地域の様々な主体と連携できるように、学校の受け入れ体制を整えるための人員配置の整備などを行う必要があり、そのことを明記すべきである。 	<p>ご意見を踏まえ、地域集会の開催、全国大会の開催など、ESDの実践支援も行ってまいります。また、学校と地域の連携については、ESD実施計画(平成23年6月3日改訂)P.17で以下のとおり言及しています。</p> <p>P.17 下から2行目</p> <p>「総合的な取組であるESDは、外部の人材、場や機会等を有効に活用することにより、教職員に過度の負担を強いることなく質の高い教育を実践することも可能となります。これらを踏まえ、具体的には以下のような取組や役割が期待されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小中高等学校においては、各教科や総合的な学習の時間等における学校の教育活動全体を通じて進めること。さらに、学校評議会の活用、PTA活動等学校経営の中で総合的な取組を進めること。 ・異なる学年や小中高等学校等との連携、地域社会等との連携にも配慮し、総合的な取組とするよう配慮すること。」
-----	--	--